

平成 30 年 7 月吉日

お客様各位

磐田信用金庫

合併に伴う特定口座のお取扱いについて

お客様におかれましては、益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。日ごろより、弊金庫をご利用いただき心より御礼申し上げます。

さて、弊金庫は、関係当局の認可を前提として、浜松信用金庫と平成 31 年 1 月 21 日（月）をもって対等合併することになり、両金庫の総代会において承認がなされました。

合併にあたりましては、法令により一つの金融機関に複数の特定口座を保有することができなくなりますので、お客様が弊金庫と浜松信用金庫の両金庫に特定口座をお持ちの場合、特定口座の対象となる投資信託・債券（国債）を、合併期日までにどちらかの金庫に集約し、口座を一本化していただく手続きなどが必要となります。

どちらの金庫を選択していただくかにつきましては、原則としてお客様のご希望によりますが、一部ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

詳細および具体的なお手続きについては、今後、お取引店よりご連絡をさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《お問い合わせ先》

お取引店

または

磐田信用金庫 リスク統括部・営業統括部

T E L 0538-32-5128・0538-32-5115

※ 留意事項について裏面に掲載していますので、ご一読をお願い申し上げます。

《特定口座の集約に関する留意事項》

● 集約する金庫の選択に関する留意事項

- (1) 浜松信用金庫において浜松市公募地方債（浜松市債）を保有されている場合、当金庫は浜松市債を取扱っていないため、当金庫に移すことはできません。
- (2) 非課税口座（N I S A）を保有しているお客様は、原則として非課税口座（N I S A）を保有している金庫に特定口座を集約していただくこととなります。ただし、両金庫に非課税口座（N I S A）で保有しているお客様につきましては、お取引の状況を勘案して個別にご案内させていただきます。また、浜松信用金庫に浜松市債を保有され、当金庫に非課税口座（N I S A）を保有されているお客様につきましても、個別にご案内させていただきます。
- (3) 上記（1）（2）に該当しないお客様で、どちらかの金庫にのみ特定口座で投資残高がある場合には、残高のある金庫の特定口座を継続し、残高のない金庫の特定口座の廃止を行うことをお勧めいたします。なお、両金庫の特定口座のいずれにも残高がない場合でも、どちらかの特定口座を廃止する必要がございます。
- (4) 原則として、特定口座外（いわゆる一般口座）で保有している投資信託・国債等についても、特定口座を継続する金庫へ集約していただいたのち、一般口座の廃止をしていただきます。また、一般口座で保有している投資信託・国債等を集約した場合、集約先でも一般口座での保有となります。

● 集約手続きに関する留意事項

- (1) お手続きにあたり、口座を廃止する側の金庫へ書面の提出をいただきます。
- (2) ご希望をお伺いし、書面の提出をされたお客様から順次、移管・集約を進めてまいります。ご提出の時期や保有されている投資信託・債券の銘柄の内容等により、相応のお時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- (3) 書面のご提出後は、廃止する側でのお取引（ご購入・解約・取引内容の変更等）はできません。また、継続する側でのお取引に制限はございません。
- (4) 移管対象となる銘柄・数量の解約は、集約手続きの完了後、継続する側で受付いたします。

● 集約後の特定口座に関する留意事項

- (1) 集約に伴い、廃止される特定口座で管理している投資信託や国債の取得価額や取得日は、継続される特定口座に引継がれ、譲渡損益が計算されることとなります。（投資信託の同じ銘柄を両金庫の特定口座でお持ちの場合、引継ぎ後の取得価額（個別元本）は、加重平均により計算されます。）
- (2) 特定口座の源泉徴収区分（源泉徴収あり・なし）は、継続する特定口座の区分となります。
- (3) 廃止される特定口座については、年初から廃止時までのお取引を対象に廃止月の翌月に特定口座年間取引報告書を作成し、お客様宛てに送付させていただきます。確定申告の際に必要な場合がありますので、大切に保管してください。
- (4) 廃止される特定口座の譲渡損益と継続される特定口座の譲渡損益は、そのままでは損益通算がされません。損益の通算を希望される場合は、お手数ですがお客様ご自身による確定申告をお願いします。